

意見書で提出された主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方
 (一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事(川越堤防)並びにこれに伴う県道及び市道付替工事)

○意見書の提出件数 3通

項目	番号	意見書の要旨	事業認定庁の見解
事業計画	1	江の川の支流の田津谷川流域の防災対策については、川の流れを変えず、かつ、立ち退き宅を出さない形で実施すべきである。	本件事業区間には本川へ合流する支川である田津谷川が流下している。そのため、支川の田津谷川についても本川と合わせて河川改修を行うことで事業効果を発揮するものとなっている。 支川の田津谷川を含めた河川改修方法として、①本川を締め切り、支川田津谷川は自己流堤として改修し、排水樋門及び排水機場として整備する方法(自己流堤)、②河道を左岸山側へ切り回して江の川本川堤防を支川田津谷川右岸まで連続させるバック堤を整備する方法(バック堤)、③江の川本川締切堤防により江の川排水影響を回避し、本川締切堤防の外に残る家屋を堤防と併せて堤防高まで宅地嵩上げを行う方法(本川締切堤防+併用方式)の3案が想定される。 3案のうち、①自己流堤案については、支川の排水処理のための排水樋門及び排水機場が別途必要となり、それらの整備に莫大な事業費を要するため、検討から除外した。残りの②及び③について比較検討を行った結果、②の方法が施工性(施工の難易度、施工期間)、経済性の面で③の方法よりも優れているため、本件事業では、②の案を採用している。よって、本件事業の施工方法については、検討にあたり社会的、技術的及び経済的諸条件を検討した結果最も合理的なものを選択しており、妥当であると考え。
事業計画	2	支川の田津谷川流域の整備について、左岸側を増水の行き場にするような整備は行うべきではない。	支川の田津谷川における築堤計画は、川越集落の洪水防御を目的として、右岸側は築堤を行い、左岸側については、事業実施後には住家が存在しないことや背後地の地形状況から浸水範囲が拡大するものではないことから、田津谷川の自己流に対する護岸整備を行うこととしている。支川田津谷川を整備するにあたって、本計画は妥当なものであると考えている。
事業の整備効果	3	田津谷川の堤防整備がどういった理由で防災に役立つものであるのか、理解できない。	本件事業の完成により、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本川区間については堤防を整備することにより、整備計画目標流量を安全に流下させることが可能となる。また、支川区間についても、江の川の背水に対応するバック堤の整備により、堤内側の浸水被害が防止され、流域住民の生命及び財産の保全が図られる。
その他	4	江の川については、中洲あるいは中洲になりかけの場所があり、それらの除去を何よりも先に行うべきである。	江の川下流域は、近年、平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と出水による浸水被害が発生している中で、堤防の整備率は約50%と低く無堤地区が多い状況にある。こうした状況から早期に地域の安全・安心確保のため、堤防の整備を進めていくことが重要である。なお、日々の維持管理において、出水等で局所的に土砂の堆積が発生し、現況流下能力を阻害すると判断した場合には、河川環境の保全に留意しながら土砂撤去を行うこととしている。